Keio Associated Repository of Academic resouces

T'0	
Title	白石の史學について
Sub Title	On the historical science of Hakuseki Arai (新井白石)
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.296- 337
JaLC DOI	
Abstract	Hakuseki Arai was a historian as well as a statesman of the Tokugawa Shogunate who served to the sixth Shogun lenobu 家宣 and the seventh Shogun letsugu家繼. As a historian he wrote such historical works as "Hankampu" 藩翰譜 "Dokushiyoron" 讀史餘論 "Koshitsu" 古史通 and "Koshitsuwakumon" 古史通或問. Furthermore, his historical science was excellent in method and interpretation. He collected historical meterials from various sources adopting linguistic and archaeological methods and elucidated the ancient history of Japan which had been previously a mystical interpretation by Shintoist authors. Indeed, he wrote the ancient Japanese history as a human history. In other words he used a positive method to reveal the historical facts. It goes without saying that his realism was a result of the Confucian culture. At the same time, however, his realistic method of thinking came from his nature. This may be learned from his opinions and attitude concerning such matters as religions, literature and education. However, his nature also included such elements as those which characterized or restricted the aforesaid realism. The elements in question were his feudalistic idea as a Shogun's retainer and Confucianism which he had studied hard from his boyhood. In short, he had a method peculiar to himself in studying history, and bold and distingushed opinion in interpreting historical facts. Accordingly, Arai's method was by far superior to those of other historians of his days. Thus, he may be recognized as one of the forerunners of the modern historical science in Japan. However, he could not emancipate himself from the restrictions of his time his education and of his status in the Shogunate Government.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0300

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

白石の史學について

位 本 芳 夫

新井白石の多くの著書のうち、史書として最初にできたのは藩翰譜である。折たく柴の記には、 々の事ども進講の暇あらむをりくへに、いかにもしるしてまゐらせよかしなど仰られしに、明けの年辛巳の正月十 仰下されしかば、これより諸家の事どもたづねきはめて、七月十一日に至て草を起し、十月に至て稿を脱す、事は 特に御心を深くし給ひしほどに、書經の講終りし庚辰の年二月十一日に、國初より此かた、その封祿萬石以上の人 十卷、附錄二卷、凡例目錄共に一卷、通計十三卷を分けて二十冊となし、自ら淨書功終りぬれば、明る壬午の二月 慶長五年に始りて、延寶八年に至るまで、八十年の間、始封襲封、及び廩除等、凡三百三十七家、その書たる正編 十九日に進呈す、これよりまた書の名をば、御みづから撰び給ひて、藩翰譜とぞ題せらる』 一日に、その事を以て仰せ下さる、同き十四日に、まづ其書を撰ぶべき凡例をしるしてまゐらす、しかるべき由を 『つねに進講終りぬれば座を賜はりて、倭漢の故事等問はせ給ふ事おはします、就中祖宗開闢の時の御事に至ては

とあつて、

本書の撰述の由來やその內容についてのべてゐる(卷上)。彼が本書の撰述の内命をうけたのは、

元祿十三

年(一七〇〇)で、その翌年正月正式の命があり、同年七月起稿して十月に脫稿し、翌十五年(一七〇二)二月十九日 甲府侯綱豐の待講となつたのは、元祿六年(一六九三)年三十七才の時であり、本書の撰述は彼が四十四才から四十六 に進呈したといふから、 は三月十九日となつてゐて、折たく柴の記の記事と合はない。しかし 才の間で、最も充實した壯年の時であるとは言へ、その精力の絕倫に驚嘆せざるをえない。 かかる大著の完成期間としては、おどろくばかり短い。彼がその師木下順庵の推擧によつて、 日記によると、 本書の進呈

かを示してゐる。 とあつて(日簿六)、 『凡其中家事を抛却、晝夜に勞精神、白髮滿頭、百年の精力此時に盡し畢ぬ。しかれ共全功、 彼が本書の撰述に全精力を傾倒したことがうかがはれ、またその完成が如何に彼をよろこばせた 珍重々々』

つぎに讀史餘論三卷がある。これは卷末に、 『右三冊、正德二年春夏之間坐ヲ賜テ古今ヲ論じ申セン時ノ講章ノ草本

也しとあり、また

セ 『此本書ハ懷ニセシモノナル故ニ字細カニシテ見へ分ケガタカリシヲ新川平元成ヤュ大キクミルニ便アルヤウニ寫 ルヲ亡息宜卿ソレニヨリテウツセシ程ニ功終ラズシテ身終リヌヨリテ家僮シテ補寫セシメ是歲享保八年十一月十

日ニ寫シ終リヌ

とあつて、本書の成立由來がのべられてゐる。 。前代に日夜に御講究の事にて老朽覺書し候て懷中し候ものを土肥并に亡息などうつしたて候もの三卷にて紙數三 なほ本書については、仙臺藩士佐久間洞巖宛の書簡のうちに、

四百葉のもの有之候を御目にかけたき事と存候事に候り

二九八

と言つてゐる。

しかしてまた洞巖宛の書簡に、

『本朝にはむかしの實事をも考校し、今日政事の用の心得にもなり候やうのものとては一部もなく候口惜しき本朝

の學文と存候』

といひ、或は

『又當時の事につきても前代の御政事の御料にもなるべく候事共これも武家にかゝり候ほどの事共しるし候て差上

候ほどにこれらの類もなくなかるまじく候歟』

とあるやうに、本書は藩翰譜とともに、將軍家宣の政道に資するためのものであつた。おなじく洞巖宛の書簡に、

の興亡代々の次第えらび候もの二十卷ばかり冊の數は四五十冊に候へば 『老朽前世いまだ藩邸に入らせられ候時に御申付にて慶長五年關原役後に封建よりして厳庿御他界の日 四五册にし候故にこれは一卷を二三 藩翰譜と名を御つけなさ に迄の間を 諸家

れ候て御代をしろしめされ候時にひしと御用にたち候とて御他界迄御側をはなされぬもの候き』

であつて成本ではなかつたから、家宣が座右に置くわけにゆかなかつたらうけれども、 と言つて、藩翰譜が家宣の政治に實際にもちゐられたことをのべてゐるが、讀史餘論は家宣の時代にはまだ單に講 講義そのものはすこぶる有用で

あつたにちがひない。

さらに正徳六年すなわち享保元年(一七一六)三月古史通及び古史通或問ができた。洞巖宛の書簡には

『文庿いまだ藩邸の御時に候き神代の事どもとくと御心にわきまへられがたく候間よろしきやうに申のべ候へとの

せ異同候所又は闕疑候べく事ども相通じしるしたて年來所存の事どもを以て決しさて所存の所々へ問を設け問對し 御望に付古史通并或間合て十卷のもの差上候事有之候それは舊事紀古事記日本紀古語拾遺等の正史實錄を一々引合

論辯し候を或問と仕りたるにて候へき』

とあるから、 あたやうで、

洞巖宛の書簡において、 のであらう。 しかし本書は神代について獨特の解釋をしているために、これを公にすることについて白石じしん憚つて 本書もまた家宣のもとめに應じて述作したものであることが知られる。その草稿を晩年になつて補訂した

れ候ものに有之候故にいやがり候衆もあるべく候事に候』 『古史通の事は畢竟よのつねの人のいらぬものに候又事により人の驚き怪しむべきもの候本朝神代の由來手近くし

と言つてをり、また加賀藩醫小瀨復庵に與へた書簡において、

候事と見え候、、、、よくよく御賢察の上他見の事御ゆるしなく奉賴候以上』 の書は存生之間に人間に落候はむも不可然候殊に近年の風俗なにぞ珍しきもの見及候とそのまゝ鏤板にて世に行ひ 人の見聞に渉り候はず其上又去年か不思議の方より尋來り候ひしに先年の火事に燒失し候と返答候きすべてこれら 『古史通とり出させ候故に二册ゆる~~さしおかるべく候不及申上候へども此書賢藩へさし上候ひし迄にていまだ

と言つてゐる。しかし本書の內容についてはみづから信ずるところすこぶる大であつた。 行はれ殊にむかしよりいつとなく王迹の始り候地などの事も目のあたりの事を餘所の事のごとくに存じなし候より 『あはれ~~某撰述候古史通と申すものを御目にかけたき事に候俗世の神道とか申すむかしはなき説ども今は世に 洞巖宛の書簡

得なく候故に雪上に霜をかさね候ごとく誤の上に偽をかさぬ次第に餘所の事のやうになりたるにて候、、、、古史 事起り吳太伯夏少康徐福が後など申すごときわけもなき事のみ千古申傳候事共に候これはたゞ倭學と申すものの心 通にはこと~~に詳細に候されば加賀宰相殿も開闢以來の第一部と御申候てよほどの褒稱に候き』

とあり、また別の書簡に

すものを撰呈し候きこれにて御心得との御事に候此事を加賀宰相殿御傳聞種々御申の事にて草本御借し申候へば うつしとりたきよしにて、三千年來本朝に如此のものなく六十年來の疑をすきと御はらし候とて事の外なる大慶と 出候實錄共を採用直說の類申傳へ候など申すやうの類出所もさだかならぬ僞作の書は一部もとり候はで古史通と申 『前代の御時に日本紀の神代の二卷とかく御心にすみ候はぬとの御事に付舊事紀古事記日本紀其外たしかに勅撰に

と言ひ、さらに別の書簡においても

申謝し候き』

候て古史通と名づけ候てそれにまた或問三卷を附しいかにしてかかくは決し候かとの問を設け其事を辨じ明らめ候 事記日本紀幷に古語拾遺又は歴朝國史風土記等のごとき歴史實錄に見え候事共をのみ採用ひ異端曲學の僞說を除き に望まれ候て辭しがたく借し候てうつされ候事をばゆるし候はず候き本朝古今第一の書萬古の疑を決し候とて謝辭 くに事濟むべく候かいまだ手前には草藁のまゝにて淨書にも及ばず候を加州の宰相殿いかに聞及ばれ候かあながち もの合せて十卷ばかりも可有之候かこれにて本朝開國已來凡そ文字に載せ置候ほどの事におゐては掌を視るがごと 『これは前代に條々御旨も候て日本紀の中神代卷と申す二卷老拙所存をしるし奉り候はぬかとの御事に付舊事紀古

月中巖日本の史記を撰じ罪かうぶり候ひし事も候が前代には仰によりて撰呈の事に候當時は石を抱き淵に入るのた なども候き大名の力に候へば急にうつしもとゞめられ候ひしやらむさのみ久しからずして返しは返され候きむかし とへ候へば焚棄候ひし事に候其時に進呈し候御本も殊に御祕藏の一つに候ひしかば御事の後これも焚れ候とか承及

候已上

あらう。

と言つてゐる。加賀侯が本書をほめてくれたことを再三のべてゐるから、よほどうれしくもあり、得意でもあつたので

ち最後の史書として史疑があつた。 でしりぞけられ、それ以後享保一〇年(一七二五)死にいたるまでその晩年をもつぱら著述にすごしたが、それらのう 白石は家宣、家繼二代にわたつて幕政にあづかつたが、享保元年(一七一六)家繼が死んで吉宗が將軍に立つに及ん

史疑については、洞巖宛の書簡において、

老朽手一つにてはかゆき候はぬ故に行書になぐりすて朱にて句讀をばいたし候迄に候これより日本流の字ばかり見 の疑難はたゞ二卷にて終り候是にて古史通の全部ゆきかたも濟むべく候惣じて如此草本は一々楷字にいたし候ては かろき事はすて重き事ばかりを擧候てしるし右三卷のうち一卷は舊事紀古事記日本紀並六部國史の總論にて神代卷 り候て去冬迄に日本紀にては神代の卷上下のぶん舊事紀古事記などの諸説異同を論辯候ところ三卷に出來候これは つけられし人は讀がたく可有之候に付史疑は一卷づつも出來次第土肥源四に隙々に楷書にうつしとめられ候と約し 『去年より史疑と題し候て本朝の國史共に疑はしき事共候を或は辯じ或は問を設け候やうの致しかたにてとりかゝ

楷眞を書し候衆幾人も候て御用をも難なく濟し候へ共今は手前に一人も無之二男に候ものにようやく眞を書き習は 候これも高倉やしきの講など申す無用に隙を妨られさやうの事はかゆきかね候尤の事に候むかしは老朽手前によく 本紀にしるされ候程の事は大かた事濟み候はん歟それ迄の事けふこの比の氣力にてははかりがたく候し 至て氣色むづかしく今にとりもかからず候せめて當年中も餘生候て左樣の事にかかり候ほどの氣力も相來候はば日 せよほど用にたち候に早世し老朽手一つにてさてさてはかのゆかぬ事に候右申候神代事濟み人皇の代にかかり候に

ける不如意と気力の衰へを心ぼそくなげいてゐる。ついで同年秋の書簡には と言つてゐる。この書簡は享保九年(一七二四)春のものであるから、その前年八年に着手したのであつて、 晩年にお

ぞ今年中にせめて草稿をば仕立置たく晷刻を争ひ候て仕立候司馬温公通鑑をいそがれ候時の事存じ合せられ候仕合 りかかり候てまつは舊事古事はすきと事濟み日本紀もやうやく二十四卷迄事濟み殘候所わづかに六卷に候へば何と 畢竟翫物のやうの事に候せめてしかかり候事に候舊事古事日本紀三部は事濟候やうにと存じ候て萬事抛擲日夜にと うちに六部國史皆々は事濟むべく候歲月もなく候たとひ事濟むべく候とも他事を抛ち候て此事にとりかかり候事も に候まづ草稿を濟し候はばもしもし天幸にて來春も存命候はばそれよりは日課になりとも漸々に淨寫をもし候て人 もよめよく候ほどにいたしたき事に候り 『かねて申入候ごとくにふと存じ寄候て史疑の事存たち候てとやかくと仕候うちによほど厭倦の事に候中々存生候

でゐる涙ぐましい彼の姿をおもふと、こころうたれるものがある。 晩年の淋しい境涯にありながら、 司馬溫公のことなどをおもひ合せて、 ひたすらその完成に力をそそい

おなじく洞巖家の書簡のうちに

より加勢をかけ候て老朽になにとぞ仕り候へとの事の子細も候へどもあなた御ためにも此方ためにもわるく候と申 『それも今少し手びろく人をもあつめ候て仕りかたも可有之候へども其段は老朽このみ候はぬ事に候去年中も水戸

成につとめた。さうして漸く享保九年(一七二四)十二月廿九日にいたつてついに成就したのである。 と言つてゐるやうに、おそらく水戸藩の安積澹泊からであろうが、同情ある助勢の申出をしりぞけて、すべて獨力で完 にて唯今に死し候とも事を仕ちらし候て差置も不仕候と幸甚に存候此上に年表圖の淨書仕り出來し候迄に候これは とくに下書は濟侯ままさのみ手間もとり申すまじき歟たとひ某なくなり侯ともこれは外人もなる事に侯まま心ゆる てきのどくと存じ日課をつめ候て淨書を仕候に去獵廿九日にすきと事終り本書二十卷序例一卷共に成就しまづこれ 『前に申候ごとく史疑の作ふと仕り懸り候古人にいくらもいくらも撰述未成にて事終られ候有之候功一簣をかき候 洞巖宛の書簡に

やかに覺候し

とあり、大著述をなしとげたよろこびと安堵の情がしのばれる。これは享保十年正月の書簡であつて、同年五月に病歿 したのであるから、僅か四ケ月前のことである。

現存しないのである。ただ白石遺文のうちに、水戸藩の儒者立原萬 の二十項ばかりの史實を論評してゐるが、これがおそらく史疑の一部であらうといはれてゐる。現存する白石の主たる しかるにはなはだ遺憾なことに、白石が心血をそそいだこの最後の大著が、その後どうしたわけか亡迭してしまつて、 (翠軒) の編纂した史論といふものがあつて、古代

部であるとすれば、これだけ漢文で叙述したのはどういうわけであらうか。この疑問も本書の現存しない以上解けない 史書はすべて國文であつて、それが一つの特色をなしてゐるのに、この史論のみ漢文であるから、もしこれが史疑の一

_

であらう。

通である。 ては、その凡例のうちに、 られるものは四十あまりある。また讀史餘論中にみられる參考書はこれも四十近くある。 以である。さうしてこの點でまづ注意すべきことは、史料をひろくもとめたといふことである。たとへば藩翰譜につい れらの史書の由來や性質については、白石じしんをして語らしめたが、いまこれらの史書を通じてつよく感ぜられるこ 白石の著書のうち、 その研究法が當時としては非常に進んでゐたといふことであつて、白石の史學をして今日なほ光輝あらしめる所 歴史に關係あるものは他にも多數あるけれども、 『併考る所の書凡百數十部一千餘卷にや至るべき』と言つてをり、書中參考とした書名のみ 純然たる史書は以上でつきると言つてよい。そ なかんづく注意すべきは古史

じめとしてその他シナ、朝鮮の史料を參考したのである。古史通讀法凡例において 白石は書紀以外に古事記、 從來わが古代史の研究はほとんどすべて書紀を中心として、或はもつぱら書紀のみによつてなされてきた。 舊事紀、古語拾遺、 風土記、萬葉集などをもちる、 またわが國の史料のみでなく、 魏志をは しかるに

。四十四代のみかど元正天皇養老四年の夏日本書紀撰述成りて奏上ありしより舊事紀古事記等の書廢れたり其後五

稽古の學とはいふべきものなり』 るべからずただいづれの書に出し所なりとも其事實に違ふる所なく其理義におゐて長ぜりと見ゆる說にしたがふを 世より始て歴代君臣の事業を記載せられし所也されど其しるされし所にはおのおの異同ありし事孔子春秋の ひに世儒專門之學となりしが故也、、、、舊事紀古事記日本書紀等の書はみなこれ朝廷の勅旨に係りて我國上古神 りしはじめ勅して始て其書を講ぜしめられしにより歴代の天子儒臣に勅して始て其書を講ぜしめられしによりてつ 十一代のみかど平城天皇大同二年に至りて忌部廣成古語拾遺を撰進す世の人又これを取らず其故は日本書紀奏上あ ふるものゝ其説に異同ある事のごとしさらば專ら日本書紀の説にのみしたがひて舊事紀古事記等の書を廢せん事然

とのべて、 書紀のみにたよることの不當を主張した。また洞巖宛の書簡において

るべく候歟と存候へども成否は天に任し候より外になく候し 大かた夢中に夢を説き候やうの事に候老朽史疑せめて日本紀に見へ候時代迄の事濟候てもよほど實錄の心得にはな む老朽などは存じ候本朝にこそ書もすくなく候へども後漢書以來異朝の書に本朝の事しるし候事共いかにもいかに むかしの事は日本紀續日本紀等に打任せられ候體に候それにては中々本朝の實事はふつとすまぬ事と辟見に候やら てそれに見へ候事にもよき見合せ候をも右の如くにやぶりすて候本朝國史々々とのみ申す事に候まづは本朝の始末 も實事多く候それをばこなたに不吟味にてかく異朝の書の懸聞之訛と申しやぶり又は三韓は四百餘年本朝 『水戸にて出來候本朝史などは定て國史の訛を御正し候事とこそ賴もしく存候に水戸史館衆と往來し候て見候 の

と言つて、外國の史料をも参考にすべきことを主張し、それをしないでたゞ紀と續紀にだけ依つてゐる水戸の大日本史

白石の史學について

三〇五

ても

に對して痛烈な批判を加へ、これに比してじぶんの史疑に十分の自信のあることを吐露してゐる。なほ別の書簡 にお

古學の益ある事にて第一の要に候日本紀などはるかに後にこしらへたて候事故に大かた一事も尤らしき事はなき事 聞の及び候所をしるし候故に里敷戸敷迄もたしかにてけくこなたの今日が傳聞の訛にて魏志は實錄に候如此の所が 候き老拙見候てはしれ候はぬは五六ケ國も候が不殘たしかに當時も候所々に候此魏志は其時に彼國の使往來候て見 『去年やらむも水戸の衆へ魏志に候倭國の國名はいかにとたづね候へば傳聞の訛と見へ候て一所も存寄無之之由に

に候し

らない。 と言つて、水戸派を非難してゐるが、當時魏志の史科價値を重んじたごときは、すこぶる卓見といつてよい。 またわが國の史書においても、從來ほとんど顧みられなかつた古事記をいたく重んじたことも、注意されなければな 洞巖宛の書簡に

史三韓の國史に引合せ候にひたと合ひ候ものに候此書などを世にはなにもなきやうに心得候事よくよく不學之事や 『古事記は勅撰にて舊事とはよほどゆきちがひゆきちがひし候ていかにも實錄と見へ候事共多々有之候殊に異國の

と言つてゐる。

と被存候事に候り

れが史書としてはなはだ不備であるといふことは十分心得てゐた。古史通讀法凡例において 舊事紀については、明敏な彼もこれが僞書であることを看破しえなかつたことは、はなはだ遺憾であるが、しかしこ

にもまたこれによられて諸説を雜記され其用捨に至りては後世の君子を俟れしとは申す也」 ども世の人の言嗣し所の隱れたる顯れたる其異同あるままに記し置れしはその疑を傳へられしと見へたり日本書紀 『されば舊事紀に見へし所も有が如くなきが如くなる事のみ多くて僅に覺めぬる人のその見し夢を說くに似たる事

といひ、また『今其書を閱するに重複錯亂その撰定すといふ所のものも猶是未成の書と見へたり』と言つてゐる。 つてそれらの史料價値を見出したのであつて、これがまづ彼の研究法のいちじるしい特色である。 かくのごとく白石は、從來ほとんど重んぜられなかつた、或は全く無視されてゐた史料をもひろくもちゐ、 比較によ

白石は古代史の研究にあたつて、舊事紀、 ふべきなり』 『いづれの書に出し所なりとも其事實に違ふ所なく其理義において長ぜりと見ゆる說にしたがふを稽古の學とはい 古事記、日本書紀を主としながち、その他の史書にもよつたのであつて、

すなはち彼の言を引用すれば、 と言つてゐるやうに (古史通讀法凡例)、 諸書の說くところを比較し、それによつて事實をきはめようとしたのである。

の勅語に出し所なれども日本紀には悉採用られしとも見へず日本紀のごときも古語拾遺にはなほ議する所あり彼代 々の勅を奉じて修撰せられ並に稱して本朝の國史といふもの盡信ずべからざるすでにかくのごとし太古の事既に滅 。謹んで天武元明兩朝の聖旨に據るに舊事紀のごときもなほ其言正しく其記實とは見へず古事記のごとき卽是天武

三〇八

し據となして解くべきものをば解作り疑ふべきものをば疑を傳ふあへて私の言を容れず異端小説のごときに到りて し所のごときは舊事古事日本紀及び古語拾遺等の書に出し所にして其事實に近く其義やや正しと見ゆる所を徴とな る者はこれに異なり其事はすなはち實のみ其義はすなわち正のみ好む所にありて曲げて説つくるべからず即今錄せ 非とし其是とする所のごときも皆これ上世よりいひつぎし所に出づ孰か其是ならざる事をしらず凡我いふ所の是な びて僅に傳聞の及ぶ所も存するがごとく亡するがごとく覺るがごとく夢見るがごとく或は隱れ或は顯る史書撰述 人各其見る所によりて是とする所を是とし非とする所を非として取捨すでに異なれば錄する所同じからずされど其

とか(古史通或問上)、また

は斷じて是を採らず』

らの書に見へし所を併せかんがふるにそれとおぼしきなきにしもあらず』 "太古の事旣に滅びぬ本朝の正史に見えし所おのおの同じからぬ旣にかくの如し誰か是非をさだむべきされどそれ

と言つてゐる(同上)。

る。 色をしたり、故意に曲解したりすることは、斷じてゆるされない。 きはめるものでなければならぬとするのであり、 彼によれば しかしてこれは實にその師木下順庵の教であつた。すなわち 『史は實に據て事を記し世の鑑戒を示すものなり』といふ いはば實證主義の尊重である。 あくまで證據にもとづかねばならないとするのであ (同上) 。すなはち確實な證據によつて史實を いたづらに臆測を加へたり、 勝手に潤

『先師常に某を戒て證なく據なく疑しき事はかりそめにも口より出すべからず孔子の大聖すら猶述而不作と宜ひし

只古人の言を述べし自らの意見を以て言を造るべからず是先王の時に刑したまふ所也と申しき』

と言つてゐる(人名考)。

四

究法をとつたが、そのうちにおいても特筆すべきは言語學的方法であつた。 とりもなほさず合理主義にほかならない。白石は歴史をすべて合理的に解釋しようとし、そのために種々の特色ある研 史學においては事實を第一に尊重せねばならぬといふこと、その事實の究明が實證によらねばならぬといふことは、

字に拘はるべからず』と言つてゐるのは、彼の研究法の特色を最も端的にのべたものであつて、おなじやうな言がその 他においてもみられるのである。たとへば復庵宛の書簡にも 彼が古史通讀法凡例の冒頭において、『本朝上古の事を記せし書をみるには其義を語言の問に求めて其記せし所の文

『本朝古史を讀候に古言を解し候はずしては其義を得がたく候故舊事古事日本紀等の歌詞よりして萬葉のことばの

とあり、また洞巖宛の書簡に

事ども年來心をも潜め候り

俗言方言など申して昔のことばと今のことばと同じからぬものに候よくよく古言をさとし得候へば古事はそのまま なにも目前にある事に候古人事を秘し候て名をたてたるにはゆめゆめ無之候爾雅に見へ候如く言には古言今言雅言 『舊事紀古事記日本紀古語拾遺幷に萬葉集これをよくよく心得本朝の事は倭語に妙處の候事を悟入し候へばなにも

三〇九

= 0

見え候況や應神已後の漢土の文字の上にて義理つけ候事ゆめゆめなき事漢字はただ假用のものにて候り

と言つてゐる。

しからば何故文字にとらはれてならないか。それは漢字のために古語が影響をうけてゐるからである。すなわち なりて、主はまた客となりたりけり。古言の義、 は、此語と彼字と主客の分なき事あたはず。我國の言、太古の初よりいひ嗣し如きは卽主也。 『我國の古言、 漢字盛に行はれしに至ては、其義を併せてかれに隨はずといふものあらず。これよりして後、客つゐに主と 其義隱れ失せし事漢字行はれて古文廢せしに因れる多しとこそ見えたれ。 猶今も遺れるものあるは、亦その幸にぞありける。
 細かにこれを論じなむに 海外の言の如きは即

と言つて(東雅、總論)、古言に及ぼした漢字の害毒を歎いてゐる。

漢字は假用で後のものであるから、文字にとらはれないで、古言によつて古事を解せねばならぬのであるが、 同時に

『能く能く事の本末を考へ候に古語を解し候には先世をも論じ候はん事第一義の樣に愚管には窺たる事に候

といってゐるやうに (安積澹泊宛書簡)、古語を解するにはその時代の考察を必要とするのであつて、 兩者の相互作用の

關係を無視してはならない。これと關係して、

置き候て古の時を以て古の事を論じ候はでは參らぬ事に候』 **「據」今驗」古候事は事にはより候へども如此の事は大きに大きにゆきちがひある事に候古を論じ候には我身を古に**

代との關聯において考察するといふことから、われわれじしんの立場や觀念にとらはれて歷史を見るおそれがある。 といつてゐるごときも (洞巖宛書簡)、古代史研究の態度としてはなはだ味ふべき言である。とかくわれわれ L

かし、 ほんとうに歴史を理解するには、時代性を無視してはならず、そのためにはその時代の言語を重んずることの必

要はいふまでもない。

五

ことがしるされ、さうしてそれが肅愼のもたらしたものであるとなし、 史通などに直接もちゐられてはゐないけれども、 つぎに白石は歴史研究に考古學的方法を重んじたが、これまた當時としてはすばらしい卓見であつた。この方法は古 彼にはたえず考慮されてゐたのである。 洞巖宛の書簡には石鏃蒐集の

軍とは申傳たるに候其軍有之候時にかち得候てかの軍杖を掘り埋め又は塚などにし候が急雷雨の時にたゝき出され 『太古の時に彼國のものども入犯し候はいふに及ばず東奧常陸又は越後等の地に盤據し候て度々の軍も候を俗に神

候を國史には降り候と心得候てしるし置れしと見へ候』

の發達の上からも大なる意義を有するものである。 には神兵の兵器として神秘視されてゐたものを、とにもかくにも異族の使用したものとなしたことは、考古學そのもの と言つてゐる。從來の歷史家が石器類についてほとんど何の關心ももつてゐなかつた時代にひとりこれに留意し、 般

またおなじ書簡において

きに殷夏獪それよりさきに三皇五帝いかほども候て泰山に封禪の君七十二代の中管仲聞及ばれ候十代孔子はそれよ 「神武を以て本朝人王の始とし國史に見へ候所を據とし候てもわづかに周の末世にあたり候あなたにては其よりさ

入りたる世こそ候ひつらめ况や神代と申す世もよくよく吟味し候はゞ二三百年も遠き代のやうに書なされ候事と見 見へ候所に能登近江遠江其外の國々よりも地中より鐸をほり出し高さ三尺徑一尺のものいくらも候これはとかく人 候これを以て見候へば神武より以前の日本の代いかほどもいかほども神代にて聞も及ばぬ候べく候其證には國史に り少し多く聞思及ばれ候と史記封禪書にも候へば異邦にても太古の事は聖賢もしろしめされぬ事いくらも候と見へ の細工にてこしらへ候ものにて神代以來さやうのもの此國に用ひ候とは見へず候聞も及ばぬ神代にそれらの道具の のと愚存は存寄候迄に候以上し 君子のあるまじき事疑は疑を傳ふ聖言に大きにたがひ候べく候ただただ少も據のたしかに候事を以てきはめたきも し候と見へ候しからば神社などの類の本綠しられぬ事いくらもいくらも可有之候を見候事のやうにきはめ候はんは へ候實は周末秦の始に相當るべく候畢竟皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代神代とまぎらか

史家の思ひも及ばぬことであり、ここに彼の歴史研究のいちじるしい特色がある。 と言つてゐるが、 歴史の考究に地中の出土品をもつてし、それにもとづいて神代の年代を考定するなどとは、 當時の歴

六

の點については、 と見へ候』と言つてゐるが、これはきはめて大膽な言說であつて、從來の神道家に對する痛論といはねばならない。 前節に引用した書簡において、彼は『皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代神代とまぎらかし候 なほ古史通讀法凡例のうちにおいても、

世にして滅びし所也天之昭々たるは横目之民望で視ずといふものなし其天たるの所以に至ては聖も又知りやすから する事により給ぶべきにあらず」 ずこれ其事を神にしてこれを秘するがためにはあらず我國の皇統の天地と共に悠久におはします故も又神にして秘 『或は又其事を神にしてこれを秘するは天統を尊ぶ義也といふべけれども其民を愚にして自ら尊大にするは秦の二

したのである。さういふ彼の合理主義的見解は、特に彼の神觀及び神代の解釋のうちに示されてゐる。 と言つてゐる。すなはち彼はかくのごとく神秘化されたわが古代史を、人間界の歷史として白日のもとにみようと志ざ

神については

に至りて神としるし上としるす等の別は出來れり』 『神とは人也我國の俗凡其尊ぶ所の人を稱して加美といふ古今の語相同じこれ尊尙の義と聞えたり今神を假用ふる

といひ(古史通卷之一)、また

ミといふは、尊尚之義也ければ君上の如き、宮長の如き、皆是をカミといひ、近く身に取りても、 大神とも大御神ともいひける也。』 ひ、遠く物に於ても、 『上古の時、神といひしは人也。日本紀に神聖神人等の字、讀んてカミといひし、卽此也。我國の語、凡稱じてカ 上なる所をさして、カミといふ。ましてや斯人の神聖なる、これを尊び稱じてはカミといひ、 頭髪の如きをい

と言つてゐるが もちろん神である人は、 (東雅卷之四) 神とされる性質を有しなければならない。 、これが彼の神觀の根本であつて、この見解によつて神代を解釋した。

ぎしとを祭らる 本朝のいにしへ人を祭りて神となされし事これらの功徳ありし 『又古の人法を以て民を施せし と死を以て事を勤して勞を以て國を定めしと大なる菑を禦ぎしと大なる患をよく捍 人 L

うして神代の神々はさういふ人々のことであり、 といふやうに じまりであるとした。 れを常陸國のやうな現實の國土となし、 しては、 は しい わゆるエウエ 彼は 極力これを合理的に解明しようとつとめた。 (祭祀考)、 メ 口 ス說とおなじである。 神たる人は、 國土の生成は土地の開拓を意味し、 人のため 從つて神代の物語 國のため 神代の物語はさういふ人々の活動をかたつたものであるといふ。 他界觀念として明かに天空であるところの高天原ですら、 に何等か において一般に人事として不合理におもはれるものに の 功績のある、 神々の誕生はそれらの神々を祭ることのは すぐれた人でなければ なら な これ ž

類其魚難を救ひしと說く』 چ _ によりて禽鳥の類其喪事を治めしと説き火々出見尊幸を易へ給ひしごとき海の幸おはしますといふによりて龍魚之 『凡我國は古の事どもしるされし所の文字自ら一種 によりて終篇の文字ことごとく皆産育の事となして説き天若日子身まかりし事のごとき其使を雉と名づけし の體製あり二神大八洲を生じ給ひしといふがごときも生ずとい

と言つてゐるところをみると(古史通或問上) の間に求めて其記せし所の文字に拘はるべからずと言つたのは、さういふ見解にもとづくところがつよかつたからであ 3 文字から物語がつくられたとみてゐるやうであつて、 彼がその 義を語言

神話は素朴な古代人の信仰によつてつくられた神々の物話であり、 裥 は超人間的性質を有するものであるから、 らう。

て失敗であつたと言はねばならない。 度としてまことにしかるべきであるけれども、白石じしん古代人の信仰や心理の理解において十分でなく、神話の解釋 においてはむしろ後人の心理をもつて古代を論じたと言つてよく、 るのではない。 もののあることは想像されるけれども、しかし神話がことごとく史實であるのではなく、神々がすべて歴史的人物であ に人事として不合理な要素のあるのは當然である。もちろん神話には、或る史實にもとづき、或は或る史實の反映した 論じ候には我身を古に置き候て古の時を以て古の事を論じ候はでは參らぬ事に候』と言つてゐるのは、古代史研究の態 從つて神話をすべて人間の歴史として解釋することは全く不當である。さきに引用したやうに、 彼のすぐれた合理主義は神話に關するかぎりか 「古を

七

學問的教養によるのはもちろんながら、 の特色となるものは合理主義であつた。しからばその合理主義は如何なるところにもとづくのであらうか。それは彼の 白石は神話の性質を誤解してこれをすべて歴史として解釋しようとしたため、かへつて失敗したとはいへ、彼の史學 他面において彼の性格のうちにもとめられるであらう。

され、九才のころは父の書簡の代筆をなし、十三才のころから土屋侯の書簡の代筆をするほどであつた。 六才のころ漢詩を暗誦するやうな利發な子であつたから、その主君土屋侯に寵愛せられ、 かくのごとく利發であつた上に、父の教訓は 彼は生來非常に明敏であつたらしい。三才のころから文字をおぼえ、四五才のころ大平記の講義に列して質問をなし、 或は南部侯に養子として懇望

堪はじめぬれば、久しくしては、さのみは難事と思ふ事はあるべからざるなりと仰せられき』 『男兒はただ事に堪ふる事を習ふべきなり、これを習ふべき事は、何事にもあれ、我きはめて堪がたく思う事より

といふのであつたから、後に述懷して、

事は、 『されば學文の道において、不幸なる事のみ多かりし事、我にしくものあるべからず、かほどまでにも學びなせし 前にもしるせる事の如く、つねに堪がたき事に堪ふべき事をのみ事として、世の人の一たびし給ふ事を十た

びし、十度し給ふ事をば百たびせしによれる也』

とにうかがはれ、 よつて、きはめて短い期間の會見であつたにもかかはらず、シドツチとの問答によつてキリシタンの本質を理解したこ と言つてゐるやうに(折たく柴の記卷上)、父の敎訓にしたがつてみづから鍛錬したのである。 彼が如何に明敏であつたかといふことは、いろいろの點で知ることができるが、ことに後年はなはだ不完全な通譯に またその問答においてシドツチをやりこめた論理のするどさなどによつて知ることができる (西洋紀

り生來さういふ性向の人であつたとみるべきではなからうか。 しかしながら頭腦が明敏で、その上鍛鍊したからと言つて、ただそれだけで合理的思考に富むとはかぎらない。 やは

彼の父母は敬虔な佛教信者であつたらしく、

ふたり共に、 聴每におこたり給はず、父母の忌日には、手づから飯を炊きてすすめらる、下部等に命ぜられし事あらず<u></u> 佛の道をたふとみ給ひしが、父にておはせし人の髪とりあげはてては、 衣裳あらためて、 佛を禮し

とあり、また母は

『父の致仕し給ひしのちには、 これも髪おろし給ひて、 佛の道をいみじくおこなひ、 終り給ひし年は、六十三にな

り給ふと仰せられき』

親のやうな敬虔な佛教信者であつたとはおもはれない。のみならず、洞巖宛の書簡において と言つてゐる(折たく柴の記卷上)。 しかるに白石じしんは、じぶんの信仰については一言ものべてゐないけれども、 兩

東方ほど大きなるは無之候ようしるし申候きこれはせめて後代の心得のためと如此候き』 るべきやうもなくなり候猶夫よりも重き事は法皇樣の御歸依と宮方門跡の御歸依との事はふつとならぬ勢に候 なまじゐの事申候はことばの費にて君子のあるまじき事と緘默のみに候これにより其史疑にも佛氏の害萬國の中我 ぬ事に候、、、、老拙なども每年知行所家中寺證文をとり公儀へ差上候へば天下一民も佛に歸せず候ては此國に有 へども口に出し候てよしあし申候事は仕りかね候事に候此事侫佛阿世の事には無之候實理今の勢手もつけられ候は **『御書付を見候へば佛を御のかれ候に殊の外御力を用ゐられ候事を見候老拙とても佛氏よき事とは不存候勿論に候** へば

謀コソアラマホシケレ』といひ とまで言つてをり、また讀史餘論において寺院建立の弊害をのべて、『寺作ル者有ナバ先四海ニミテル流放ノ民ヲ救フ (卷之二) 、或は織田信長の叡山燒打を批評して

『然ニ其破戒無律ヲ怒テ終ニ其山ヲ燒滅シヌ其事ハ殘忍也ト雖永ク叡僧ノ凶惡ヲ除ケリ是亦天下ニ功有事ノ一ツ成

ベシ

と言つてゐるから (卷之三) ` 當時の他の多くの儒者とおなじやうに、彼もまた排佛論者であつたのである。

またキリンシタンに對しても、たとへば

利生せんには、これら攘災の法を、人にをしへんよりは、其天雷、 『これ天雷、 鬼神、 諸々の災難をまぬかるべきの法也といふ、其説のごとくに、デウスよく萬物をつくりて、人を 鬼神等を造り出さざらむには、しくべからず」

とか(西洋紀開下卷)、或は

卑の分位、みだるべからざる所あるが故也、しかれども、臣は君を以て天とし、子は父を以て天とし、妻は夫を以 のなかるべし、 家におゐての二尊、國におゐての二君ありといふのみにはあらず、君をなみし、父をなみす、これより大きなるも 弑し、其父を弑するに至るとも、相かへり見る所あるべからず』 ふべき所の大君あり、我父の外につかふべきの大父ありて、其尊きこと、我君父のおよぶところにあらずとせば、 て天とす、されば君につかへて忠なる、もて天につかふる所也、父につかへて孝なる、もて天につかふ所也、夫に ふ事なかるべしといふ、禮に、天子は、上帝に事ふるの禮ありて、諸侯より以下、敢て天を祀る事あらず、これ尊 愛せず、我に君ありて敬せず、猶これを不孝不忠とす、いはんやその大君大父につかふる事、其愛敬を盡さずとい つかへて義なる、もて天につかふ所也、三綱の常を除くの外、また天につかふるの道あらず、もし我君の外につか 『されどまた其敎とする所は、 たとひ其教とする所、父をなみし君をなみするの事に至らずとも、 天主を以て、天を生じ、 地を生じ、萬物を生ずる所の大君大父とす、我に父ありて 其流弊の甚しき、必らず其君を

とか(同上)、或はまた

『今西人の説をきくに番語デウスといふは、此に能造之主といふがごとく、ただ其天地萬物を剏造れるものをさし

いふ也、 Vi 皆ことごとく其教にしたがはしむる事あたはずして、盡界の人をして、ことごとく皆絶滅せしむるに至れるや、た 氏の説によりて、其説をつくれる所なれば、これ又ことごとく論辯するに及ぶべからず、、、、、デウス稱してみ デウス、 とひまたデウスといへども、人をして皆ことごとく善ならしむる事あたはず、皆ことごとく教ふる事あたはずば、 づからよく天地人物を生じ養ひて、大公の父無上の君といふ、さらばなど其人をして、皆ことごとく善ならしめ、 だ生せずして、斯人すでに善惡の相わかれしも心得ず、凡其天地人物の始より天堂地獄の説に至るまで、 は、などと天地もまた自ら成らざらむ、又天地いまだ成らざる時、まづ善人のために天堂を造るの說、 かむぞまた天地能造の主とは稱すべき」 天地萬物自ら成る事なし、必ずこれを造れるものありといふ説のごとき、もし其説のごとくならむには、 また何ものの造るによりて、天地いまだあらざる時には生れぬらむ、デウス、もしよく自ら生れたらんに 皆これ佛

度からみれば、 などと言つて (同上)、儒教や合理主義の立場からこれを批判してゐる。 彼には宗教的求道心のごときはほとんどなかつたと言つてよい。 佛教及びキリシタンに對するかくのごとき態

彼は鬼神論の冒頭において、

難事ハ是知事ノ難ニゾヨルサレバヨク信ジテ後ニ能聞トスヨク知テ後ニヨク信ズルトスヨクシラン入ニ非ズシテハ 『鬼神ノ事誠ニ言ガタシ只言事ノ難ノミニアラズ聞事又難シ唯聞事 ノ難ノミニアラズ信ズル事又々難シ信ズル事ノ

争カヨク云コトヲウベキ言事誠ニ難トコソ言ベケレ

と言つて、信と知との關係をのべ、知がすべての根本であることを論じてゐるが、 知を重んずることが合理主義の特色

義者であつたことが知られると言つてよい。

であるとすれば、 知を超越するところの信仰にもとづく宗教に對して、はなはだ冷淡であつたところに、 白石の合理主

また彼は、 『物よむ事をば好みければ、つねに我國の物がたり草紙等の類をば見ずといふ者もなかりき』と言つてゐ

るやうに(折たく柴の記卷上)、國文にも通じてゐた。おそらくこれは、 『我母にておはせし人は、ものよくかき給ひしのみにあらず、歌の道をもつたへ習ひて、代々の集、 または物語

類など、我あねいもうとによみをしへ給ひ』

といはれてゐるやうに(同上)、母親の感化が大いにあつたらうとおもはれる。しかし彼みづからも得意とし、 他から

も推稱されたのはむしろ詩文であつた。

『學びのいとまあるをりおりには、文章詩賦の類をも學びしほどに、その年の十二月の比、冬景即事を七言律詩に

賦しなしたり、これ我詩作れる事の始なり』

詩作を怠らなかつた。さうしてそれらの詩は、俊秀の多かつた木門のうちにおいても第一とうたはれ、その名聲は遠く と言つてゐるが (同上)、その年とは延寶元年(一六七三)で、彼が年十七才の時であり、それより晩年にいたるまで

清國、朝鮮にまで聞えたのである。

詩作については、洞巖宛の書簡において

詩賦の作りやうの事御たづねに候すべてむかしより人々の御たづねの事に答へ申す事に候某年來試候事はなにの

之候へばその性情の流出候時にかの胸中の唐詩の中を通り候て出候間いづこともなく唐詩の風味有之候ものに候』 やうに覺候句調よくうつり候てさて一詩のしめくくりの體格品に候をよく心得候迄に候其外の詩は初盛の詩を似せ 候時に用ゐ候文字などのたすけ迄にし候事に候、、、、詩は性情を述候ものに候平生に胸中に唐詩みちみち候て有 初唐盛唐の詩を諸體共にひたと見候てそらに覺候て味をよくよく覺へ候と自然にこなたの申出す事もそれに似申す 手間も入り申さぬ無造作なる事秘事も秘傳も無之事に候詩は近來は唐詩を唐も朝鮮もこなたも同じく學び候唐にて

といひ、また同人宛の別の書簡においても

り候て浹冾し候へばいづかたともなく詩思湧出し候て申すことばもそれにうつり歸所有之候事に候し 『某つねに申す事に候詩は作らむとしては作られず候ひたと古人の詩を打返し打返し諷詠し候て微表微裡しみわた

と言つてゐる。

屈であり、それだけ知的作用がいちじるしい。 の形式や文字の上から制約されるところがつよく、 なるほど詩作には古人の佳句名作を暗誦するといふことは、まことによき方法であらう。しかしながら漢詩には、 彼は和歌については、 情意の流露を自由に表現する點において、 復庵宛の書簡において、 和歌に比してはるかに窮 そ

舊事古事日本紀等の歌詞よりして萬葉のことばの事ども年來心を潜め候』 『老拙倭歌の事心得候はぬは不及申上候しかれども本朝古史を讀候に古言を解し候はずしては其義を得がたく候故

と言つて、作歌の心得なきことを吐露してゐる。また洞巖宛の書簡には

「昔詩書進講の時になにとぞ詩はこなたのてにをはのやうにと心づき候てそれより萬葉集の學にこころざしたる事

に候し

より知的であつたといふことであり、ここにまた彼の合理的性向がうかがはれるのである。 すなわち彼の性向が和歌的であるよりも、漢詩的であつたのである。 文にも造稽のふかかつた彼が、和歌の心得がすこしもなかつたといふことは、單にその教養のためばかりとは言へない。 國學勃興の先驅をなすものとして彼の卓見がうたはれるのであるけれども、それらの研究が作歌の境地にまでいたらな とあつて、萬葉集研究のことをのべてゐるが、古語をきはめるために、古事記や萬葉集の研究にすすんだことは、後の かつたのは何故であらうか。彼が儒者として漢學を修めたから、漢詩に長じたのは當然としても、 漢詩的であるといふことは、抒情的であるよりも、 しからばあれだけ國

もつとも復庵宛の書簡に

とあるから、彼が連歌師とかつて往來のあつたことが知られ、また正德三年(一七一三)二月三日の 水戸へ出られ候京都の醫師にて候が丈山門流の人にて倭字題に雲を出され候をふと倭の故事にて仕候即席に候き』 『老拙容奇と題し候ものは廿一歳の時京の連歌師衆下られ候時に漢和和漢などの聯句し候事に候宮井道設と申後に 日 記に

と言つて(委蛇日曆十五)、俳諧とも連歌ともしれぬ倭句なるものをしるしてゐる。しかしそれはいかにもまづいもので 『此夜夢に、倭句凡ソ八句、幷に六言之漢句二句を得たり、皆皆一句つつ得たり、連續せし事にハ見へす』

彼は甲草 府侯綱豐に詩經を進講するにあたつて、その理解をたすけるために、斬新な方法をもちゐた。すなはち洞巖宛

仕りたて講日の前に段々に差上とくと御内見の上にて講日には字面ばかりあらあらと申候て專らに詩意を講じ候や うに仕りたるに候是により藩邸の畫師狩野春湖を老朽へ御附け候きさて鳥獣草木之類は本邦に有之候だけは其比に 今一往再校し候て淨寫し候やうにとの御事のうちに御他界にてそれも夢になり候事に候きこれによりてさのみ事か りよせられ候ものはとりよせとりよせられ候はぬは生うつしに仕らせとりよせうつしたて器物は博古圖より始めて ままにもとめ出し候て生うつしにうつしたて鳥獸またこれに同じく東邦になきものは長崎へたのみこし唐山よりと は先師いまだ現在も候殊に加賀へ出候て千卷の書を撰したて候稻若水舊識に候故これへ相談し候て草木の根葉その 日ほどづつの日を費し候事にて事によりしかたはなしのやうの事になり候てはいやしき事に候故に望申候て繪圖を はそれらの末々の事を經生などの如くになされ候は先務を急にするの道になく候たとひそれらの事共講じ候とも半 ふるきものを其まゝうつしたて周禮圖など殊に其料にたて候き凡そ圖出來たち候所三百七八十品猶々老朽隙次第に 『さて詩には鳥獸草木の名は申すに及ばず器物のごときおびただしき事に候これも又一方の學に候へども大人君子

け候事もなく候き』

る理解力であつて、これもまた合理的な性向のいちじるしい特色である。 理主義と開聯するのである。なほ彼が貨幣改鑄を企て、或は海外貿易の制限をはかつた根據となるものは、數量に對す すなどといふことは、 と言つている。ものの理解に繪畫をもつてするといふことは、いわゆる視覺教育であつて、これを詩經の講義にほどこ おそらく當時の學者には考へられもしなかつたであらうし、また物象を重んずるといふことが合

やうなはげしいところがあつたらしい。彼みづからも、 として爭ひきかぬのを、大音叱咤してこれを屈服せしめたごときにもあらはれてゐる。 もありき』と言つている(折たく柴の記卷上)。たとへば來朝した朝鮮の使節が、わが接待法が舊法と異なると言つて頑 彼は明曆三年(一六五七)の江戸大火の際にうまれたため、『火の兒』と稱せられたが、その性格においても、 『もとより我性急に生れ得しかば、 彼は自畫像に 怒の一のみぞ、 堪がたき事 火の

蒼顏如鐵髮如銀 紫石稜々電射人

五尺小身渾是膽 明時何用畫麒鱗

めた儒學にも負ふところがあるけれども、また彼の性格そのものに根ざすところが多かつた。 くまで合理的な精神をもたなければならなかつた。彼が儒者でありながら單に儒學にとどまらず、史學、 も彼等を論破し、承服せしめるには、ただ『五尺小身渾是膽』といふやうな剛毅な態度だけでは能はぬのであつて、あ と自讃したことによつても、きはめて鋭い人であつたことが想像され、それだけまた學敵や政敵が少くなかつた。しか 有職故實などひろく諸學に通じ得たのも、 かかる精神によるのである。 彼の史學の特色である合理主義は、 地理學、言語 彼の修

八

驅的意義がみられるとは、 しかもそれらが彼の合理主義を制約し、或はそれを特色づける性質をおびている。 白石の史學が實證によつて事實をきはめようとする合理主義にたつところに根本的特色があり、そこに近代史學の先 一般に言はれることである。しかしながら彼の史學にはこれ以外にも特色とするころがあり、

總論 係を明かにすることによって、 ついで武家政治の歸結としての德川幕府成立の正當性とを論じたものである。 その第一は封建思想である。 ノ事』を内容とするものであつて、いはば武家が公家に代つて政權をにぎり、武家政治をはじめたことの正當性と、 讀史餘論は、 徳川氏の制覇を正當づけたものである。 『本朝天下ノ大勢丸變シテ武家ノ代トナリ武家ノ代又五變シテ當代ニ及ブ また藩翰譜は、 諸侯の出自と幕府との關

彼は讀史餘論において

世ヲ知リ給フ事其故アル事トゾ覺エ待ル』 祿ニ居テ武人ヲバ奴僕雜人ノ如クニ思ヒナシ世ミダレン時ニハ捧首鼠竄シテ一人モ身ヲ挺テ忠ヲ致ス者ナキハ公家 『中世ヨリ此方喪亂ノ際節々段々義ヲ思ヒ力ヲ竭シ死ヲ致スハタダ武人ノミナリ世スコシモ穩ニナリヌレバ尊位高 僧徒ノミ也誠ニ國ノ蠹害トハ此輩ヲゾ云ベキサレバ天道ハ天ニ代リテ功ヲ立ル人ニムクヒ給フ理ナレバ其後武家

て一時政權が朝廷にかへつたけれども、それがたちまち失敗したのは、これまた當然であるとなすのであつて、 と言つて(卷之三)、公家のふがひなきを痛論し、武家の政權獲得は天道によるとなしてゐる。從つて建武中興によつ シカヘサントシ給フ事ハ基カタブキ破レシヲヤガテヲシナホシテ粉飾ヲ加フルニ異ナラズ其クツガヘランコト日 カデ今無功ノ人々ノ下ニ手ヲツカネ膝ヲカガムベキ夫ニタダヨノ常ノ如ク古へ朝家イマダ衰へザリン代ノ如クニナ 『賴朝天下ノ權ヲワカチ北條九代打續テ世ヲシリシ後ハ六十餘州ノ武士其勢ヲ張リテ其威ヲ恣ニシタリキソレガイ

と言つてゐる (卷之二) これによると、公家政治から武家政治への轉化は、 きはめて自然な推移とみなしてゐるので

サシテ待ツベシ

白

石の史學について

=

三二六

あつて、ここに武家政治是認の根據がある。

尤も澹泊宛の書簡に

『本朝の皇室の式微し候て遂に武人の大名となり候は武家より論じ候はば賀し候事に候共朝廷より見候にはこれほ

どの大弊はなき御事に候敷』

追はれて、比較的自由な立場にあつた晩年のものであることを知らなければならない。 と言つてゐるから、 武家の世を無條件に謳歌したわけでもないらしい。 しかしこの書簡は白石が吉宗のために幕府 b

ついで徳川氏の制覇については、 家康に對する無上の讃美によつて、その正當性をほのめかしてゐる。すなはち家康

『世ノ至テ重キコト人ノヨツギノ事程大切ナルハナシ、、、、我神祖天下ノ法式ヲ定メ給ヒシニモ此事ヲ返ス々々

仰セラレシ』

を神祖と稱し、

論じ、 とか を収めなければならぬのに、 (卷之三)、或は足利義満が近習を置いたことを批難して、その弊がつひに天下をくつがへす禍にいたつたことを 『我神祖カムル事ヲヨク鑑ミ給シニヤ國初ニハカカル職ヲバ置カレザリキ』といひ(同上)、或は功臣藩鎭 義満が大名を管領四職等に任じたことを難じ、 の權

萬代ノ後マデモシタガヒヨリ給フベキ御事ニヤ』 ザランヤ此イハレ "虎ニ翼ヲ付ル事ノ如シ翼ナカランダニ其爪牙ノ利畏ルベシマシテヤソレニ翼ヲ付タランニイカデカ飛デ人ヲ喰ハ ヲバ近世織田豐臣 ノ如キモユメ知り給ハザリシニ我神祖心得セサセ給シ御事干古ニ卓越シ給ヒヌ

といひ(同上)、或は足利氏が京都に幕府をひらいたことの過を論じ、

ヲ定メ給ヒ永世ノ業ヲ開カレシ神謀ノ程是又前古ニ超絕シ給シ御事ナリ誠ニ此所ハ文事武事兼全カラムニハ百代ト 『然ルニ我神祖東國ニウツラセ給シ初世ノ人ハ鎌倉ヲコソ御座所トナサルベケレト思シニサハナクシテ此所ニ都城

云トモ動ナカルベキ地勢ニテハアルナリ』

と言つて(同上)、 家康があらゆる點に絕倫してゐたことを稱讃し、その故に德川氏の覇業が永久にうごかないことを

宣揚した。

なほ彼は、信長をもつて

"此人天性殘忍ニシテ詐力ヲ以テ志ヲ得ラレキサレバ其終ヲ善クセラレザリシ事自ラトレル所也不幸ニハ非ズ』

とか(同上)、或は

『父子兄弟ノ倫理旣ニ絕シ人也其主ト仰ギシ義昭ヲ逐ヒ林佐渡守伊賀守佐久間右衞門尉ガ如キ年頃功勞莫大ナリシ

者ドモ皆々舊怨ヲ修メテ是ヲ流シスツ是光秀ガ逆謀ノ依テ起リシ所也是又君臣ノ義ヲ知ラレザル所也、、、、カク

凶逆ノ人』

論ズルニ足ルベキ』とのべ、或は秀吉の擧用した人物はすべて などといひ(同上)、また秀吉を評して、彼が匹夫からおこつて天下を掌握したのは、 ルカ」といひ、或は織田信孝を弑したかどによつて、『其天報ニョリテソノ家二世ニダニ傳ヘラレザリシカバ何ゾマタ 『只時ノ運ニ乘ゼラレ シ ニヨ

『眞正ノ英雄ニハ非ズ君モ臣モ所謂亂世ノ姦雄ニテ有リシ也イカデ我神祖ノ將士ノ皆是君臣義士成が如クニハ有ル

ベキ、、、、我神祖深謀遠慮オハシマセシ事ヲバイカデカ知べキ」

とか、或は秀吉の諸候に對する處置をもつて、

とか

『思フニ鬼面ヲ粧フテ小兒ヲ驚スガ如クニテ片腹イタキ事共也イカデ我神祖ノ神武ヲ以テ天下ヲ服シ給フニ及ベキ』 (同上)、或は織田信雄が賞を請うたところ家康がこれを拒絕したといふことに對して、

亡び給ひしも、此道に因れる所か、徳川殿の仰せられし所、深き御心にやあらん、神孫長く世を知しめし、天動き なき事むべなるかな、これらを、一言邦を興し、一言邦を亡すといふべきにや』 『謹で按ずるに、信雄の宣ひし所は、信長秀吉の風にて、古にいふ功を尙ぶといふもの、覇術に出づ、信長秀吉の

などと言つて(藩翰譜第五、永井)、家康がことごとに信長秀吉に比してはるかにすぐれた英傑であるとなしてゐる。 の出身であり、また幕府の祿をはんで、幕政の樞機に參與したからである。 かくのごとく白石は武家政治を肯定し、家康を嘆賞し、德川幕府の永久性を謳歌したが、かかる態度は彼が元來武家

ぬことを教へ、或はまた、 となつたのである。きはめて剛直な人であつて、上にものべたやうに、白石に對して男子たるものは事に堪えねばなら といふ(折たく柴の記卷上)。さうして白石が幼時から文才があつたので、學者になるやうすすめる人があつたに對して、 彼の家系は上野國の新田源氏から出たのであつて、祖父のころまで鄕士であつたが、父の時江戸に出て主取りの身分 『むかしよりいひ傳へし事あり、利根気根黄金の三こんなくしては學匠になりがたしいといふなり、此兒利根こそ 『我つつしみし所、ただ二つありき、いはゆる貨と色との二つなり』と言つて、いましめた

むまれつきたらめ、なほいとけなくしてその気根の事もはかりがたく、家富りとも見えぬば、黄金の事心得られず』

と言つて從はれなかつたといふから(同上)、白石の父もわが子をして學者たらしむるよりは、武士たらしめたく思つ

たのであろう。

養子になさんことをすすめたところ、白石みづから住倉のもとに行つてこれを拒絕して歸り、さうして ろづ物悲しかりし事共、いふばかりなし』といふやうな佗しいくらしをしてゐた時に、父の友住倉了仁が白石を富商の 彼が年二十二才の時、 妹と母とが相ついで死んで、『此のちは老給ひし父と我と、ただふたりにのみなりぬれば、 ょ

取傳へ給ひし、弓矢の道をすてて、商人の家つぐべしともおもひ候はず」 ず、かく悲しくおもふ事も、武士の家に出て仕ふる事の、かなはざる故に候ものを、我身に及びて、おやおほぢの を見まゐらするに、いかにかなしくは覺え待れども、御子とうまれしものの、ひとの子となるべしとは思ひもかけ 『我かかる身となる事を、御心苦しと思ひ給はん事をも、思ひ参らせぬにもあらず、又かくわびしく渡らせ給ふ事

山の蛇の譬をひいて拒絕し、依然として貧窮の生活をつづけたのである。 けれども、拒絕し、さらに當時の豪商河村瑞賢が黃金三千兩をそへてその姪の婿にならんことをもとめたけれども、 と答へた旨を報告すると、父は非常によろこんだといふ(同上)。またその後或人から醫師になることをすすめられた

て新に鎧一領をつくつた。 てよい。後年彼が綱豐の侍講となつたが、元祿十一年九月の大火に罹災し、綱豐から見舞金五十兩を賜り、それをもつ からいふ點からみると、 白石の父も、彼みづからも、武士であることにかぎりない愛着と誇りとをもつてゐたと言つ

『今の紺絲威の鎧、同じ毛のかぶとに、鍬形うちし物これなり、これ死をもて、朝恩に報いまゐらせむ時、用ふべ

きがためなり、我後たらむものは、よくよく此旨を存じて、此鎧と、後に賜りし所の御太刀とをば、 嫡流の家に傳

ふべき事なり」

得ずんば、死してまさに閻羅王たるべし』と豪語したのも、彼としてまさにしかるべき言であつたのである。 として後代につたへようとしたなどは、全く武士的精神の發露であるといはねばならない。彼が『大丈夫生きて封侯を と言つてゐるが(同上)、見舞金をもつて、『居舍造り、什器作り』にあてないで、武具を新調し、それをもつて家寶

世論がやかましくなつたため、白石は間部詮房を通じて辭職を申出たところ、家宣は ではなく、政治顧問として幕政を左右するにいたつた。そうしてその間家宣の絕大な信賴をうけた。朝鮮使節の問題で 時であつた。しかるに實永六年(一七〇九)正月綱吉についで綱豐が家宣として六代將軍となるや、白石は單なる侍講 上にのべたやうに、彼が木下順庵の推擧で甲府侯綱豐の侍講になつたのは、元祿六年(一六九三)で、年三十七才の

た事をあやまらんに、彼あやまりともなりぬべし』 『佛氏の説に一體分身とかいふなるは、我と彼との事也、 彼あやまちあらんには、即ちこれ我あやまちなり、

と言つて辭職をゆるさかつたので、白石も

さねて申す事もなくて、つつしみて承りぬとばかり答申たりき』 『某が事、その御身をわかたれし所なりと仰下されしが、あまりにかたじけなさに、覺えず涙にむせびぬれば、

か

と言つて(折たく柴の記卷中)その信任の厚かつたことをのべ、或はまた

『此年比我仕まいらせし所も、上の待せ給ひしところも、 よのつねの人にたくらぶべからず、されば我心に思ふ所

は、 む後は、 申さずといふ事なく、上もまた我申す所御心を用ひられずといふ事もおはしまさず、上すでになくならせ給は 我たとひいふ事ありとも誰かはまたこれをきくべき、さきに我つかへのみちも、 今を限りとなりぬと申せ

しは、此事のためにありき』

と言つて(同上卷下)、家宣に對するかぎりない追慕の情を示してゐる。

從つて白石が家宣の祖である家康に對して溢美と言つていいほどの稱讃をささげてゐるのも、うなづけることである。 體分身とまで言ひ、 かくまで相信頼し、相ゆるした兩者の關係は、ただの君臣とか、師弟とか以上のものであつた。

九

三十才の時であつた。 すべき人もあらず』と言つてゐる(折たく柴の記卷上)。その後ほとんど獨學であつて、順庵の門下となつたのは、 藤樹の翁問答を借りて、 さらに彼の合理主義を規定し、特徴づけるものとして、儒學をあげなければならない。彼は十七才の時友人から中江 『初て聖人の道といふものある事をばしりけれ、これより道にこころざし切なりけれど、 師と

さかんに史論を吐いてゐるが、それらの史論はほとんど儒學の精神にもとづいてなされてゐると言つてよい。 さきにものべたやうに、彼は武家政治が天道のしからしむるところであるとなして、これを肯定したのであるが、こ 彼は多くの著書をのこしたけれども、儒學に關するものはほとんどない。しかし儒者である以上、儒者の立場は失は 儒學の精神は多くの著書のうちにみられるのである。 彼は歴史の叙述において單に事實をしるすにとどまらず、

『天』の觀念をもつてした史實の批判は、 いたるところにみられるのである。

皇胤であるとして、『天意ノ程ハカリガタキ事ニヤ』といひ(同上)、或は平氏が都を落ちた時、 給ハネバ天ノ有道ニクミシ給フ所明ラケシトモ申スベシ』といひ 徳ニヨリテ天ノクミシ給ハヌナルベシ』といひ(同上)、或は壬申の亂をもつて、天武が世を奪うたのであるとなし、 ナシーといひ ノ報應アヤマラズト云ベシ』といひ(讀史餘論卷之一)、或は入道信西の最後を評して、『天道ニタガフ所ナカリトハ疑 旦は勝利を得たけれども、 たとへば、 藤原兼通や道隆や道兼等の子孫のさかえなかつたのは、その子弟が不忠不孝の人々であつたからで、 (同上)、或は建武中興の失敗を批評して、 その後稱徳にいたつてその子孫が絕え、天智の子孫の光仁が卽位して以來、 『然レドモ終ニ運祚開ケ給フコトナカリシハ皆是創業ノ御不 (卷之二)、或は賴朝以來政權をとつたのも、 『今二組サセ すべて 天

フマジキ御事ナレバシカルベキ天ノ御計ヒナルベキ』 『一院希有ニシテ都ニ殘リトマラセ給ヒ平氏四宮ヲ都ニ殘シ置キマイラセシハ御裳濯川ノ流モトヨリ絕 エサセタマ

その孫に至つて却つて誅せられたのを、 ちですぐれ人であつたから れを『天ノ報應誤ラズト云ベシ』といひ といひ (同上)、 或は三浦氏が盟にそむいて和田義盛を裏切り、 (同上)、或は安達景盛が子孫のためをはかつて三浦氏を讒してほろぼしたが、 『天ノ報應カクノ如ク明ラカナリ』といひ(同上)、或は義尙は足利將軍のう しかし後になつて北條氏のためにほろぼされたが、こ

ベシ然ルニ兵亂ノ中ニ生長シ給ヒ世ヲシロシメサレシ事ワヅカニテ失給ヌヨカラヌ東山殿ハ世ヲシリ給フ事年久シ 『コノ入世ニマシマスコト年久シク又ヨキ人シテ政ヲ輔佐シタリセバモシクハ室町殿ノ代中興シ給フコトモアリヌ

カリシ程ニ天下終ニ亂レシナリ天ノ其邦家ヲ亡サントシ給フ時ニハ善者アリト云へドモイカニトモスベキヤウナキ

七ノトコソ見へタレ』

といひ ノガルベカラズト云ベシ』といひ ノ家二代ニダニ傳ヘラレザリンカバ何ヅマタ論ズルニ足ルベキ』といひ(同上)、或はまた舒昭天皇の卽位をもつて、 『天之興,,有德者? 豈不,,昭昭,哉。 (同上)、また義政の時代に世の亂れたのは、 (同上)、或は秀吉がその主君信長の後をほろぼしたのを難じ、 』と言ひ(史論、大連之飢)、或は仁徳天皇を評して 義政の罪であつて、 『實ニ天ノナセル禍ニハアラズ自ラナセ 『其天報ニョリテソ

共數世にして血統斷絕終に隼別の後へ天統の歸し候事天にはうけられぬ所有之と存ぜられ候』 『其餘は仁とも德とも見へ候事は無之候樣に存ぜられ候されども智術を以天下を欺き本朝の聖主の名を得られ候へ

と言つてゐる(安積澹泊宛書簡)。

死シテ跡絕ヌ是積悪ノ餘殃タルベシ』 またこの天の觀念と相通ずるものに『餘殃』の觀念がある。 『サレドカクカレラが爲二欺レ給ヒシト云事モ後醍醐院ノ御餘殃タレバミダリガハシク彼人々ヲモ恨ムマジキ事ニ といひ たとへば足利直義は詐謀にすぐれたが、 『幾程ナクシテ

といつて (同上)、 先祖の不德が子孫に結果することをのべ、また室町時代の下剋上を評して、

ヤ

ケ、ニセラルサテ其逆威ヲ振ヒシ三好モ松永モ又隨テ亡ビシコト誠ニ是皆汝ヨリ出テ汝ニ歸ル 『サレバ足利殿ノ家ハ管領ノ爲ニ弱メラレ終ニ陪臣ノ爲ニ亡ビヌ又細川ガ家モ其家臣ニ逼ラレテ又陪臣ニ威福ヲ恣 ノ理トゾミエタル

と言つて(同上)その滅亡がすべておのれの不德のためとなしてゐる。

味な天の觀念をもつて史實を説明し、事の結果をすべて道德に歸せしめるのは、全く儒學の史風といはねばならない。 ころとか、その報應であるといふのとおなじである。何等社會的、經濟的、 以上の例のうち、餘殃の結果であるとか、 おのれの不德のためとか言つても、歸するところは、天のしからしむると 或は心理的な吟味もしないで、 はなはだ曖

なほ白石の史學においてみられる儒學的特色の一は、尚古思想である。白石は洞巖宛書簡において も不審のみ多き事に候さは無之事と見え候にいな事になりゆきそれに又兩部唯一などの外の病もさし添つゐにしれ "神世の事には兩部習合とやらむ唯一とやらむ申すの類はさて置き舊事古事日本紀等のしるし置れ候本文のまゝに

ぬ事のやうになり候べくと見え候歟』

統を立てるために曖昧にされたとするのである。しかして てゐる。すなはち神代は古書のつたへるままでも疑はしいところが多いのに、後世の神道説のために曲筆されたり、 或はまた、 『皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代神代とまぎらかし候と見へ候』とい 皇 つ

『後の日本書紀を講解するもの上古の事に至ては詭辯競逐て一つに異端に出づ其言の得ざるに及びては神道不測以

て論ずべからずといふ」

といひ(古史通讀法凡例)、或はまた舊事紀日本紀は

るごとくに盡くしらずといふ所なきに至りてやむいと心得がたき事なり』 諸説を雜記され其用捨に至りては後世の君子を俟れしとは申す也然るを後の其説をつくれる人々目前の事を論ず

と論じてゐる(同上)。彼は寶永七年(一七一〇)上洛した時、吉田家に入門して、神道を修めたにかかはらず、 神道

家の立場にたたず、むしろ彼等の説を駁撃したのは、おもしろい。

界に還元しようとしたのであり、從つて白石には、神代に對して神道家の有したやうな尚古思想は毫末もみられない。 これもいはば尚古思想に外ならない。しかして白石は神道家がその尚古思想によつて潤色した神代を、正しい歴史の世 しかるに神道家を極力排擊した白石じしんは別の尚古思想を有してゐた。 しかしながら神道家が神代を潤色したり、曖昧にしたのは、一つは神代を尊い世界となす彼等の信仰からであつて、

白石は讀史餘論卷之二の冒頭において、神武天皇が即位して以來

"九世凡五百六十九年ガ程ハ金革ノ事聞へズ上世民淳ニシテ俗厚ク皇化ノ被フ處オノヅカラオダヤカナリシガ故

ゾ有ベキ』

討たしめたのであつて、 といひ、 或はまた上世においては皇化に從はないもののある時には、天子みづからこれを征し、或は皇子をしてこれを

『戎旅ハ國ノ大事ナレバ古ニハ是ヲ重クシ愼ミ給ヒシ御事ト見エシ後代ノ如クニ坐ナガラ將帥ニ命ジテ是ヲ討シメ

ラレシ事ノ如クニハアラヌ』

と言つてゐる。また彼は大化改新を非難したが、その言のうちに、

『夫自"大古,以來、有土之主、皆神明之後、 其他亦皆社稷功臣、 帝室懿親、 世有11令德了 以襲·i其封、一尺之土、

民之衆、祖宗不"以賞"私德、君長不"敢貳,干」己、亦何私」己之有、」

と言つて、改新前の狀態をほめたたへてゐる(史論、孝德改新詔)。

は、 ある。 見解には、 儒教においては、 上にあげた引用文によつて立證されるのであつて、彼の尚古思想はやはり儒學から由來するものと言つてよい。 白石はわが神代の神々をもつて聖徳にすぐれたものとなし、神代が道のよく行はれた時代であつたとなすやうな むしろ反對したのであるけれども、古代をもつて後世よりもよき時代であつたとする思想をもつてゐたこと 古代は堯、舜、禹のやうな聖人があらはれ、その教がよく行はれた時代として、これを尚ぶ思想が

+

る。 力や運命の限界がある。 れた地位との制約を全く離脱することができなかつたのである。さうしてここに、偉大な個性でもまぬかれえない、 建思想をもつてゐた。 とづくものではなく、 よつて事實をきはめようとする合理主義にたつところに、近代史學の先驅としての彼の史學の意義があるといはれてゐ 以上ながながと白石の言説を引用することによつて、 なるほど彼の研究法には從來にみられない獨特のものがあり、またその見解には大膽で卓拔な點のあるのはみとめ 當時の他の史學者に比してはるかにすぐれてゐたことは事實である。 舊い儒學にねざしたものであつた。また彼は武士であるとともに幕臣であつたために、多分に封 かくて彼の史學は、 近代的特色を有するかにみえながら、その生きた時代と修めた教養と、 彼の史學の素描をこころみた。さきにものべたやうに、 しかしながらその合理主義は近代科學にも 置 能

彼は洞巖に與へた書簡において、

『これらの事故に著述述作のもの等世に出候事をば深く諱み候事に候とかく死し候已後百年も二百年も後の人々の

公論に身を任せ候より外無之候』

と言つてゐる。壯時學問においても、政治においても、反對者を容赦なくやりこめた剛毅な彼も、吉宗の彈壓をうけて

以來、晩年は

青麥阡々秀 紅桃樹々春

烟中聽犬吠 似有避秦人

後世に知己を俟つといふ强い自信をもつてゐた。 の詩にみられるやうな、隱者めいた心境をもち、從つて世に喧傳されることをきらつたやうであるが、學問においては しかしこれも現世においてむくいられることのすくない學者のかなし

い運命といふべきであらうか。